

## 議員立法「悪質ホストクラブ被害防止法案」（通称）の概要

### 法案の趣旨

悪質ホストにより若い女性が高額な借金（売掛金等）を背負わされる被害（悪質ホスト被害）が増加し、社会問題化している。このような被害を未然に防止するため、支払い能力をはるかに超える高額な売掛金などの債務を規制する法整備を行う。

### 経緯と背景

- 我が党は、現行法の枠内で、悪質ホスト被害をなくすため、昨年11月30日、議員立法『悪質ホストクラブ被害対策推進法案』を国会に提出した。同法案は、残念ながら与党の理解が得られず継続審議になっている。
- 一方、一部の悪質ホストクラブや悪質ホストによる被害は未だ増え続け、より深刻化しており、悪質ホスト被害者が多数含まれる歌舞伎町における売春も減らない。さらに最近では、悪質なホストから海外での売春を強いられる事例も増えている。また、歌舞伎町のホストクラブにおける売掛金禁止の自主規制も実効性が確認できない。そのため、被害者の支援団体からは、高額な債務（売掛金、前払金等）を規制する法整備が必要不可欠であるという要望が強い。
- 警察庁によれば、昨年11月と12月に、33都道府県警が風営法に基づきホストクラブ延べ729店舗（全国の約7割に相当）に立入検査を行い、検査結果などを受けた営業停止命令は5件、是正を求める指示は198件に上った。しかし、高額債務、高額請求自体は違法ではないので、悪質ホスト被害の防止に苦労している。
- 例えば、女子大生が1,000万円の売掛金を背負わされる被害も珍しくないが、この問題は、『だまされた女性が悪い』という自己責任で片づけられる問題ではない。なぜなら、悪質なホストが、ホストクラブぐるみで、意図的、組織的に支払能力の乏しい若い女性に高額な売掛金を背負わせ、事実上、風俗や売春で働くことでしか返済できない状況に追い込んでいる事例が多数確認されているからである。これらは人身取引である。このような『悪質ホストクラブ商法』とも言えるビジネスモデルによる問題は、法律により規制することが急務である。

### 法案の概要

- 今回の法案では、風俗営業法を改正し、遵守事項に、『接待飲食営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、客がその支払能力に照らし不相当に高額な債務を負担することがないようにするために必要な措置を講ずるものとする』を追加し、悪質ホスト問題への入口にハードルを設けることにより、支払能力をはるかに超える高額な売掛金、債務を負うことを未然に防止する。これにより、悪質ホストによる被害者をなくすことを目指す。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に関し、客がその支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担することがないようにするために必要な措置を講じなければならないものとする。 (新第十八条の三関係)
- 二 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則関係)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

（客が高額債務を負担することの防止）

第十八条の三 第二条第一項第一号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に関し、客がその支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担することがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 理由

設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業の最近における実情に鑑み、当該営業に関し、客がその支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担することがないようにするため、当該営業を営む風俗営業者の遵守事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三章 風俗営業者の遵守事項等</p> <p>第十二条〜第十八条の二 〔略〕</p> <p>（客が高額債務を負担することの防止）</p> <p>第十八条の三 第二条第一項第一号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に関し、客がその支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担することがないようにするために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第三章 風俗営業者の遵守事項等</p> <p>第十二条〜第十八条の二 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>